

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大崎市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県大崎市

3 地域再生計画の区域

宮城県大崎市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、国勢調査によると平成 12 年の 139,313 人をピークに減少し、令和 2 年では 127,330 人となっている。なお、住民基本台帳によれば、令和 7 年 1 月では 122,035 人である。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると人口減少がさらに進み、総人口は令和 2 年と比較して令和 12 年に 88.8%（113,030 人）、令和 22 年に約 79.0%（100,619 人）に、令和 32 年に約 68.6%（87,340 人）になると予測される。

年齢 3 区分別人口では、年少人口（0～14 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加による少子高齢化が進展しており、令和 32 年には高齢化率が 43.9%になると予測される。なお、令和 2 年では、年少人口が 15,025 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 73,442 人、老年人口が 33,856 人となっており、平成 12 年（年少人口 21,315 人、生産年齢人口 89,097 人、老年人口 28,716 人）と比較して少子高齢化が進展し

ていることが分かる。

自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加により、平成 15 年には、死亡数（1,311 人）が出生数（1,252 人）を上回る自然減になって以降、この状態が続いており、その減少幅も拡大傾向にある（令和 2 年 918 人の自然減（出生数 745 人、死亡数 1,663 人））。また、合計特殊出生率は、令和 4 年で 1.27 であり、これは宮城県平均（1.19）を上回る水準である。

社会動態は、平成 12 年以降、平成 23 年及び平成 25 年には転入超過となったものの、それ以外の年では転出超過の状況が続いている（令和 2 年 345 人の社会減（転入者数 3,870 人、転出者数 4,215 人））。

特に、本市を構成する 7 地域においては、古川地域を除いて高齢化が進んでいるとともに、一世帯当たりの人数が減少しており、男性は、高校卒業後の進学で一時的に市外に転出して就職時に地元に戻る傾向があるのに対して、女性は、地元に戻らない傾向がある。

このまま人口減少が加速すると地域の担い手不足や地域活動への参加者の減少などによる地域コミュニティの衰退などの影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、「ひとづくり、地域づくり」「デジタル化」「国土強靱化」「経済活性化」「グリーン化」の 5 つの視点から具体的施策を推進していく。

持続可能なまちづくりに向けて、世界農業遺産等の本市が誇る魅力的な地域資源を最大限に活用し、交流人口・関係人口の拡大や移住・定住の促進、デジタル技術を活用した未来社会の実現、環境負荷の低減等、豊かな自然と高度な都市機能が調和した魅力的な田園都市の創生を目指す。

また、市民が将来に希望を持ち、安心して暮らしていくためには、継続して働ける環境を構築するための持続的な産業を確立していくことが必要であることから、産業間、企業間及び市民の横断的、有機的な連携により、産業全体の振興を図るこ

とで、次世代へつなぐ経済的な持続性を備えた産業の創造を目指す。

さらに、近年、多発する豪雨や地震等の自然災害への対応等、市民の生命・財産を守り生活の安全性を高める取り組みを進めるとともに、ライフステージに応じた自己実現を図る上で、健康づくりや出産、子育て、地域の支え合い等、日常生活において安心が実感できることで、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを目指す。

なお、これらの取り組みにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 未来を担うひと・地域・田園都市を創生する
- ・基本目標 2 連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業を創造する
- ・基本目標 3 安全・安心・住みやすさを創出する

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和8年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	観光客入込数	6,132,852 人/年	9,000,000 人/年	基本目標 1
	マイナンバーカードを活用したオンライン申請業務数	9 手続	18手続	
	温室効果ガスの排出量	1,239千t-CO ₂	1,065千t-CO ₂	
イ	市内総生産額	5,115億円	5,441億円	基本目標 2

	観光客入込数	6,132,852 人/年	9,000,000 人/年	
ウ	平均寿命と健康寿命の差	男性：1.32 女性：2.75	男性：1.10 女性：2.44	基本目標 3
	暮らし心地の満足度	61.6%	70.0%	
	住み心地の満足度	58.1%	65.0%	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 及び 5－3 のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

大崎市まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 未来を担うひと・地域・田園都市を創出する事業

イ 連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業を創造する事業

ウ 安全・安心・住みやすさを創出する事業

② 事業の内容

ア 未来を担うひと・地域・田園都市を創出する事業

地域コミュニティの再生と地域の拠点づくり、未来を担う人材育成の推進と民間活力の導入、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、地域特性を生かした新たな交流、移住の促進、世界農業遺産アクションプランの推進、環境負荷低減の推進等、持続可能なまちづくりに向けて未来を担うひとづくり、地域づくりに資する事業

【具体的な事業】

- ・ 陸羽東線利用促進対策事業
- ・ 日本語学校推進事業
- ・ 世界農業遺産推進事業 等

イ 連携・醸成・発信 次世代へつなぐ産業を創造する事業

誇りある農業の振興、新たな期待にこたえる林業の振興、にぎわいのある商工業の振興、訪れたい観光の振興、安定した就労・雇用の支援、魅力ある地域資源の活用と産業の連携等、産業全体において「人づくり」を意識した取り組みを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ 観光振興事業
- ・ 「ささ結」販路拡大推進事業
- ・ 就職促進奨学金返還支援事業 等

ウ 安全・安心・住みやすさを創出する事業

防災・減災機能の充実、学校教育・生涯学習環境の整備、年齢や身体状況に応じた健康づくりの推進、安心な医療体制の確保、地域全体で取り組む地域包括支援、結婚・出産・子育て支援の充実、環境と調和した快適な

生活空間の形成等、市民の生命・財産を守り生活の安全性を高めるとともに、市民が充実した質の高い生活を送ることができる生活環境を整備する事業

【具体的な事業】

- ・放課後児童等健全育成事業
- ・学校給食地場産食材活用推進事業
- ・児童生徒学力向上推進事業 等

※ なお、詳細は第2期 宝の都（くに）・おおさき市地方創生総合戦略のとおりに。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

各施策の評価検証については、計画期間中、外部有識者によるおおさき元気戦略推進委員会（毎年度10月頃）において意見を求めて、宝の都（くに）おおさき元気戦略プロジェクト本部会議で実施する。

評価結果は検証後速やかに本市公式ウェブサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和9年3月31日まで

5-3 その他の事業

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：
【E2001】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5－2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和9年3月31日まで